

『イスラエル建国史』

37 独立闘争 3

『つのぶえ』紙に掲載された「イスラエル建国史」の過去記事は、ハーベストタイムのウェブサイト (<http://www.harvesttime.tv/news-topics/history-of-israel/>) で公開しています。

英米二大国の合同調査

イギリスはアメリカに応分の負担を期待し、合同調査による問題の洗いだしと、その解決策の策定を提案した。かくして生まれたのが、英米調査委員会 (Anglo-American Committee of Inquiry) である。双方6名ずつの委員編成で、アメリカ側はジョセフ・ハッチソン判事、イギリスはジョンソン・シングルトン判事が代表になった。ちなみにアメリカ側では、ジェームス・G・マクドナルドも委員に任命された。国際連盟の難民担当高等弁務官 (1933～1936)、ルーズベルト大統領の政治難民に関する諮問委員会議長 (1938～1945) をつとめた人物である。

委員会は、「ユダヤ人移民とその入植が既存社会住民の福祉に影響する政治、経済、社会上の諸問題」と「ナチとファシズムの犠牲になったヨーロッパ諸国のユダヤ人の現状」の調査を目的に、1946年1月から意見聴取を開始した。一行は、ワシントン、ニューヨークを手始めに、ロンドン、中東、北アフリカ、ヨーロッパをまわり、そのヨーロッパでは、DPキャンプのほかワルシャワまで足をのばして、当地のユダヤ人から事情を聞いた。

ユダヤ人側の意見

意見を求められたユダヤ人は、ホロコーストの生残りや活動家と文化人の間で温度差があった。アインシュタイ

ンは、ユダヤ民族の境遇を憂慮し、ヒトラー登場には非常な危機感を抱いていたが、自分は民族主義者ではないと断ったうえで、国家に政治目的を付与する考え方には反対であるとした。

エルサレムで意見を求められた哲学者のM・ブーバー博士と、ヘブライ大のJ・マグネス総長は、ユダヤ人とアラブ人の共存する多民族国家の建設を主張してやまなかった。この文化人達の声は少数派の意見であったが、ダマスカスとバグダッドのユダヤ人社会は、後難を恐れ、「共同体は居住する国家に帰属する」と、

建前しか語らなかった(しかし、二つの社会は、高まる反ユダヤ環境の中で30年足らずの間に潰滅した)。

ワイツマンやベングリオン、シャレットは熱弁をふるい、一方アメリカのシオニスト緊急委員会 (AZEC) では、運動の長老格であるステファン・ワイズが、ユダヤ人国家建設の必要性を諄々と説いた。しかるに、もうひとりの長老であるアバ・ヒレル・シルバー (当時ア

メリカ・シオニスト機構会長、ユダヤ機関アメリカ部長を兼任) は、調査委員会がイギリス政府の隠れみのと考え、その調査活動そのものに反対した。シオニズム運動に反対していたアメリカ・ユダヤ人委員会は、ホロコーストの体験を踏まえ、建国を支持するに至った。ユダヤ人側の意

【これまでの流れ】

第二次世界大戦の終了直後、ヨーロッパには強制収容所に取り残され、また頻発するボグロム (ユダヤ人虐殺) のために出身地を追われた数十万のユダヤ人がいた。路頭に迷うユダヤ人の窮状に同情した米国トルーマン大統領は、英国のアトリー首相にパレスチナへのユダヤ人受け入れを求めたが、英国はそれを拒否した。英当局は、非合法的にでも移住しようとパレスチナの地に押し寄せるユダヤ人を強制的に追い返し、キプロスなどの収容所へと送っていた。この状況を見かねたユダヤ人社会は、反英闘争を開始し、英当局は状況悪化を防ぎきれなくなっていた。



英米調査委員会で証言するヘブライ大のマグネス総長(中央)とブーバー博士(左)

見を総括すれば、その要求は、ユダヤ人国家の独立、10万人の可及的速やかな移住、ユダヤ機関への移住管理権の移譲、土地売買制限の廃止である。

アラブ側の要求

調査委員会は、アラブ側から42人の意見を聴取した。ワシントンではアラブ問題研究所の代表3名、ロンドンではシリア、レバノン、イラク及びサウジアラビアの代表団と会い、カイロではアラブ連盟のアブデル・ラーマン・アッザム事務総長、北アフリカ・アラブ代

表のハビブ・ブルギバ(後にチュニジア大統領)と面会した。更に委員会は、前記代表団の出身地及びトランスヨルダンにも足をのばして、意見を聴取した。アラブ側は、ユダヤ人に対する土地売却の禁止、ユダヤ人移民の完全中止、全パレスチナを領土とするアラブ国



ステファン・ワイズ



英米調査委員会で証言するベングリオン

家の即時独立を求めた。

そのなかで、レバノンのマロン派キリスト教徒社会とシリア正教会社会だけは、ユダヤ人国家の独立を支持した。委員会の聴取に応じようとしたところ、当局に出席を阻止されたので、1946年3月19日付で覚書を委員会に送り、支持を表明したのである。

イギリスの立場

イギリスは、シオニストのレジスタンスが、自国の世界戦略上不可欠な英米同盟を動揺させると考えていたが、シオニスト寄りの解決はアラブの離反につながり、そのアラブはモスクワに接近するとみた。更に、パレスチナの分割は、存続の可能性が薄い二つの国家をつくりだすに過ぎない。イギリスは、経済上戦略上中東に軍事基地を確保し、パレスチナを統合した形で保持しておく必要がある。これが、イギリスの基本的立場であった。

アメリカの判断

アメリカには、トルーマンの同情とは別に国防省と国務省の立場があった。大戦後石油は戦略物資としての重要性を一段と増し、冷戦の中で中東とその資源は米ソの綱引きの対象となった。パレスチナは貴重な戦略基地であり、イギリスのコントロール下に置いていた方がよい。パレスチナの分割は、ソ連の中東浸透の足がかりになる。一方国防省筋は、パレスチナのユダヤ人武装勢力が重火器を持つ周辺アラブ諸国の正規軍より装備と兵力に置いて格段に劣ると考え、軍事衝突では、ひとたまりもない。戦争になるとソ連阻止の為

介入せざるを得ない、と判断していた。

英米調査委員会の勧告

英米調査委員会は、1946年4月20日付で勧告をまとめ、5月1日に発表した。次の骨子である。

- ・迫害の犠牲者10万の可及的速やかな受入れ。
- ・1940年の土地取引規制法の廃止。
- ・アラブ・ユダヤ両社会の生活水準の格差是正を目的とする新事業の導入。
- ・パレスチナは、ユダヤ人国家アラブ人国家のいずれにもしない。引き続き委任統治下におき、国連の信託理事会による信託統治の適用は先送りする（注、パレスチナの委任統治は、国際連盟が承認したのであるが、その連盟は、国連誕生の翌年にあたる1946年4月に解散した）。

ユダヤ機関は公式声明をださなかったが、10万人の速やかな移住許可を求めることに变りはなかった。アラブ側は勧告を全面的に拒否した。合同の調査委員会を送りだした当の英米両政府の間では、4項目のうち第1項だけが争点となってしまった。アメリカ政府は全項目を支持したが、10万人の即時移住許可で、イギリスと対立することになったのである。

イギリス政府は、「ユダヤ人をヨーロッパから追い出してしまうべきではない」とし、「ヨーロッパのユダヤ人の社会復帰問題は、パレスチナだけで解決できない」と主張した。更に、10万人を受入れるならば、「アラブの反撥^{はんぱつ}でパレスチナ情勢は一段と悪化し、1個師団を増強しなければならない。大戦は終り、国民

が復員を望んでいる時であり、増強は支持を得られない」と主張、「圧力に屈して移住許可をだしたとの印象を避けるためにも、ユダヤ武装組織の武装解除と解散が前提になる」とした。

自治州連邦案の登場

解決策を更に精査する必要があるとして、英米各3名の委員で構成される委員会が、再び設置された。アメリカ側はヘンリー・F・グラディ国務次官補、イギリスは内閣官房長のサー・ノーマン・ブロックが代表し、「英米調査委員会の勧告から生じた問題点について解決策を提案する」のが、この委員会の任務で、

ハーバート・モリソン副首相が議長役で検討に入った。委員会は、イギリス外務省の受入れる解決案を策定し、1946年7月31日に副首相が、英下院で発表した。「モリソン・グラディプラン」と呼ばれるが、次のようなパレスチナ自治州連邦化構想である。



ヘンリー・グラディ



ハーバート・モリソン

1. 委任統治領を、ユダヤ自治州、アラブ自治州、エルサレム地区（ベツレヘムを含む）、ネゲブ地区に分ける。
2. 英政府は、二つの地区を直轄地とし、パレスチナ全域の防衛、国内治安、法務、外交及び通関をつかさどる。
3. ユダヤ人移民は、経済的吸収力に応じてユダヤ自治州だけに移住できる。吸収力の算定は、英政府の権限とする。
4. DPキャンプの10万人移住は、アラブ、イスラエル双方がこのプランを受入れることを条件とする。

【次号へつづく】

ユダヤ・中東研究家 滝川 義人

1937年長崎県生まれ。

早稲田大学第一文学部卒業。イスラエル大使館チーフ・インフォメーション・オフィサー（1968～2004）として勤務。

現在、MEMRI（メモリ、中東報道研究機関）日本代表。ユダヤ、中東研究者。

主要著書：『ユダヤ解説のキーワード』（新潮社）、『ユダヤを知る事典』（東京堂出版）など多数。

